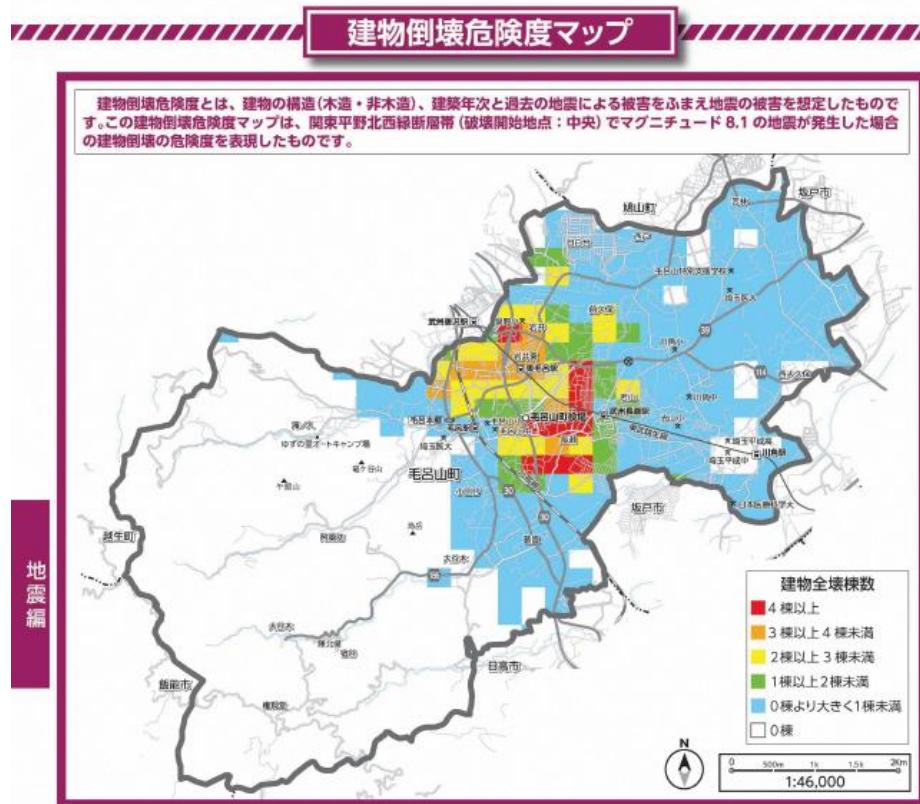
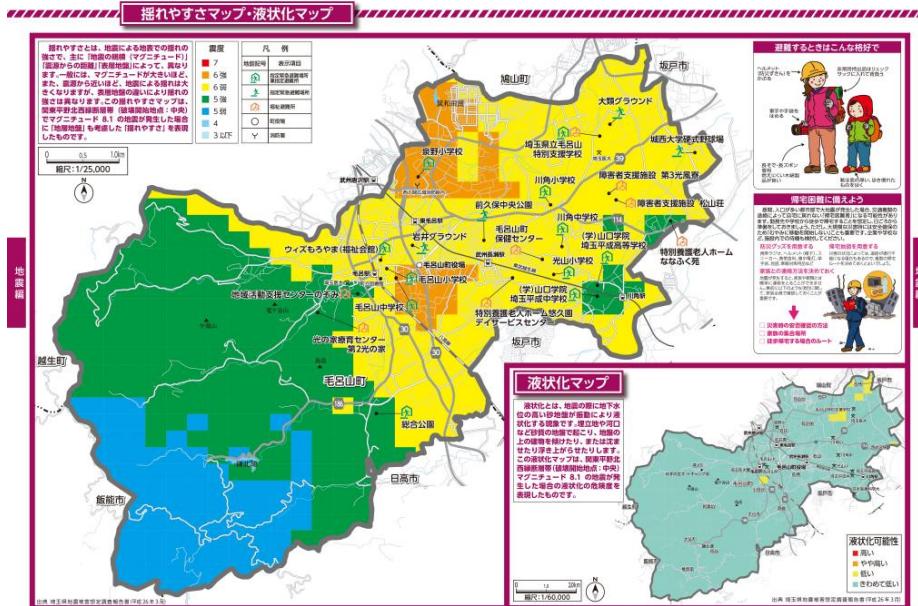


(別表1)

## 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
	当会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生の情報は、毛呂山町が策定した毛呂山町地域防災計画（令和5年3月改訂）や毛呂山町防災マップのほか国、県公表の関係資料を基に現状分析を行う。
(1) 地域の災害リスク	
	(洪水：荒川水系荒川及び入間川流域 洪水浸水想定区域図)
	本町に関する河川として、荒川水系越辺川、高麗川の浸水想定区域が公表されており、本町北東部の越辺川右岸では最大5m程度の浸水が、本町東部の高麗川左岸では最大3m程度の浸水が、それぞれ浸水想定区域として想定されている。
	令和元年10月の台風19号による豪雨災害では、越辺川の越水により過去最大級の床上、床下浸水が発生している。
	(土砂災害：毛呂山町防災マップ)
	本町西部の山間部において土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定されており、町では土砂災害警戒区域等の位置を示した毛呂山町防災マップを作成し、住民への周知を図っている。
	令和元年10月の台風19号による豪雨災害では、阿諏訪地区において山林法面崩落による町道損壊等の災害が発生している。
	(地震：平成24・25 埼玉県地震被害想定調査報告書、毛呂山町防災マップ)
	同調査報告書の想定によると、本町では「関東平野北西縁断層帯地震」による被害が最も大きくなると予想されている。この地震による主な被害想定の詳細を次に示す。

- ①地震震度：最大震度6強の地域が分布する。
- ②液状化可能性：液状化の可能性は極めて低い想定となっている。
- ③建物倒壊予測：全壊 219棟、半壊 1,255棟



※前回の防災マップ内の「揺れやすさマップ・液状化マップ」と「建物倒壊危険度マップ」を最新版に変更。これまで地震、土砂災害、浸水害と別々だったハザードマップを1つの冊子に集約。

#### (その他)

これら以外にも、活断層の可能性があるとされる名栗断層、浦山口断層、越生断層が確認されており、どこで大きな地震が発生するか分からずの状況となっている。

### (感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

毛呂山町では、平成25年4月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、感染拡大防止など必要な対策を適切に実施できるよう、平成27年3月に「毛呂山町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定している。

### (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 944人
- ・小規模事業者数 750人

#### 【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	121	120 中規模の工務店等は東部及び西部地域に点在する
	製造業	88	72 工場等は東部地域に比較的多く点在する
	卸売業	33	26 商業・サービス業系の事業所は、東武越生線東毛呂駅、武州長瀬駅、JR八高線毛呂駅周辺の中央地域に多く集積する。
	小売業	192	124
	サービス業	406	327
	その他	104	81

※令和3年経済センサス活動調査結果、e-Statより

### (3) これまでの取組

#### 1) 当町の取組

- ・防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・新型インフルエンザ等対策本部の設置
- ・毛呂山町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

#### 2) 当会の取組

- ・商工会危機管理マニュアルの更新
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・埼玉県他主催BCPセミナー開催の周知
- ・損保会社と連携した損害保険への加入促進

- ・防災備品（テント、ブルーシート、懐中電灯 等）を備蓄
- ・衛生用品（アルコール消毒液、マスク、飛沫防止パネル 等）を設置及び備蓄
- ・国の事業継続力強化支援計画策定の個者支援
- ・LINEWORK（安否確認等第一報）や災害報告システム（被害状況報告）の運用
- ・法定経営指導員の「彩の国 BCP サポーター」への登録

## II 課題

現状では、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなど必要である。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、災害リスクや感染証等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

## ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### <1. 事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者へ周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成25年に危機管理マニュアルを作成し、令和6年4月1日に事業継続計画を更新済み。

3) 関係団体等との連携

- ・損保会社と連携協定を結び、専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予想しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・毛呂山町産業振興課と適宜協議をおこない、状況確認や改善点等について協議する。

### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード8クラスの地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。
- ・災害や感染症等の影響により当会職員の欠勤が起こりうるため、職員の多能工化やデータによる可視化を推進する。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。

- ・SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、毛呂山町における新型インフルエンザ等対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・職員の居住地により災害発生時においても2～3名は出勤できるものと想定する。

（参考：職員の居住地一覧参照）

	毛呂山町	越生町	三芳町	鴻巣市	熊谷市
人 数	1名	1名	1名	1名	1名
通 勤 距 離 (概 算)	1～3 km	3 km	27 km	30 km	35 km
緊 急 時 の 通 勤 手 段	徒步・自転 車	徒步・自転 車	電車	車	車
所 用 時 間	10分～30分	30分	60分	60分	70分

- ・大まかな被害状況を確認し、7日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

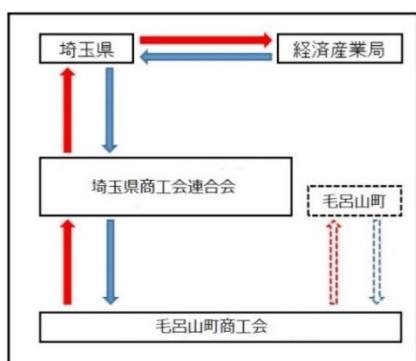
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当町で取りまとめた毛呂山町新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。

### <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて当会又は当町より埼玉県に報告する。
- ・感染症流行の場合、国や埼玉県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて当会より埼玉県商工会連合会を通じ埼玉県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、毛呂山町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またその恐れのある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

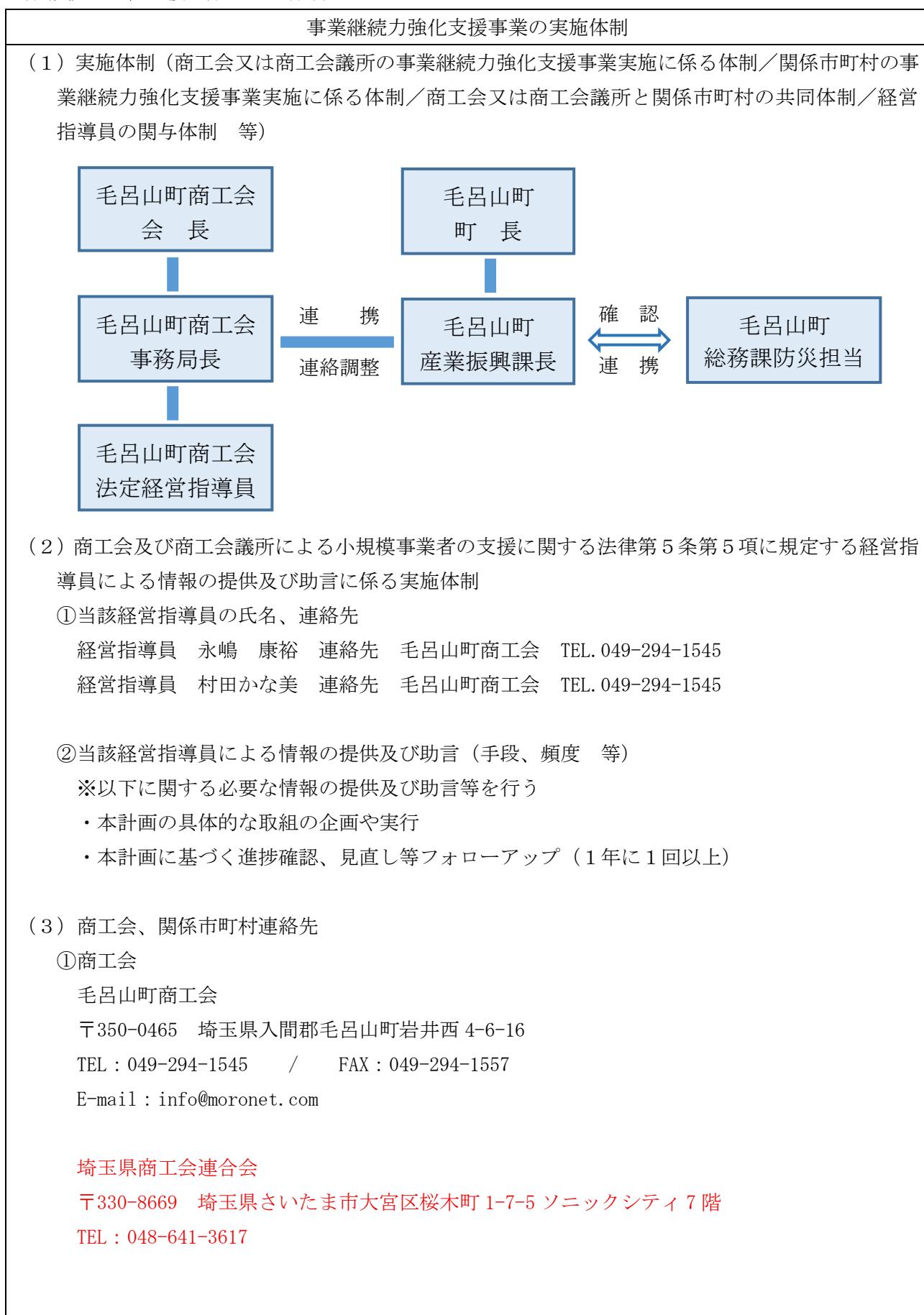
- ・埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

毛呂山町役場 産業振興課

〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央 2-1

TEL : 049-295-2112 / FAX : 049-295-0771

E-mail : sangyou@town.moroyama.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・協議会運営費	20	20	20	20	20
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・チラシ作成費	30	30	30	30	30
・防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、毛呂山町補助金、埼玉県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

<p>連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>埼玉県商工会連合会 会長 江原 貞治 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 ソニックスシティビル 7 階 TEL:048-641-3617</p> <p>AIG損害保険 株式会社 代表取締役社長 兼 CEO ジェームス・ナッシュ 〒105-860 東京都港区虎ノ門 4 丁目 3 番 20 号 (埼玉支店) 〒330-0846 埼玉県さいたま市大宮区大門町 3 丁目 54 富士火災大宮ビル TEL:048-641-4050</p> <p>連携して実施する事業の内容</p> <p>①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②商工会自身の事業継続計画の作成 ③BCP普及啓発セミナーの開催</p> <p>連携して事業を実施する者の役割</p> <p>①パンフレット等広報物の提供 ②専門家の派遣 ③事業継続計画策定支援ツールの提供 ④損害保険等の紹介</p> <p>連携体制図等</p>
--

